

外科医師は無実です 検察の控訴を棄却し、無罪にして下さい

東京地方裁判所刑事第3部（大川隆男裁判長）は、乳腺外科医師冤罪事件において無罪判決を言い渡しました。

この事件は、2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で右胸から乳腺腫瘍を摘出する手術を執刀した外科医師が、女性患者から「術後に左胸を舐めるなどのわいせつ行為をされた」と訴えられたものです。患者は手術時に全身麻酔をしており、「被害」を訴えたのは術後約30分のことでした。

この事件は、犯罪そのものがありません。4人部屋の病室は満床で医師・看護師が頻繁に出入りし、女性患者のもとにも何度も来ていました。患者のベッドは出入口付近にあり、床から35センチ開いているカーテン1枚で仕切られているだけでした。また、ベッドは術後看護のために高い位置で固定され、転落防止のベッド柵も3本装着されていました。その他の客観的状況から見ても、外科医師の犯行は常識的に考えられません。

弁護団は「女性患者は術後せん妄の状態にあり、幻覚を見ていた可能性がある。科捜研のDNA鑑定およびアミラーゼ鑑定は再現性・科学的信頼性がない。手術前の診療行為の際などに、外科医師のDNAが付着した可能性があり、わいせつ行為を行なったことにはならない」と主張しました。

一審では、専門家証言により、女性患者の「被害」が、術後せん妄状態下の幻覚であった可能性が指摘されました。また科捜研のDNA型鑑定・アミラーゼ鑑定を裏付けるワークシートが鉛筆書きで、書き直した跡が複数判明しました。そして裁判係争中を知りながらも、DNA抽出液の残存物を廃棄するなど、科捜研の鑑定は再現性・科学的信頼性がないことが明らかになりました。東京地裁は、「犯罪の証明がない」として、事実と道理にもとづいた無罪判決を言い渡しました。それにもかかわらず、検察は控訴しました。

外科医師は2016年8月25日に「準強制わいせつ罪」で逮捕され、105日間も身柄を拘束されました。職を失い、信用を傷つけられました。外科医師は一貫して無実を主張しています。外科医師は無罪です。1日も早い救済が求められるべきです。

この事件が有罪となれば、安心して医療行為ができなくなると多くの医師・医療従事者が関心を寄せています。ひいては多くの患者の生命や健康に損害を及ぼしかねません。

貴裁判所におかれましては、東京地裁の公正な判断を尊重し、控訴を棄却して無罪判決をだされるよう要請します。

氏 名	住 所